

滋 流 政 第 6 5 号
平成30年(2018年)5月24日

湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会委員あて

湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会会長
滋賀県知事 三日月 大造

水防法第十五条の十に基づく「湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」
について

時下、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、滋賀県の河川行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会につきましては、平成27年2月の発足以来、水害・土砂災害に関する意見交換等を行ってまいりました。

このたび、関係市町長の皆様のご同意が得られましたので、平成30年5月24日付で当協議会を水防法第十五条の十に基づく法定協議会といたします。

今後も水害・土砂災害に強い地域づくりを推進するため、当協議会の運営にご理解ご協力いただきますようお願いいたします。